

令和7年度小竹町学童保育所入所児童募集要領

小竹町学童保育所は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。
つきましては、入所を希望される方は、入所申請書（提出書類）を提出してください。
なお、現在学童保育所へ入所されている児童につきましても、自動継続はできませんので再度申請をしてください。

記

1 保育所名及び保育場所

保育所名	保育場所	対象校区	定員
小竹学童保育所A	小竹町大字勝野 3519 番地 3 (小竹みらい小学校敷地内)	旧 南小学校区	40 人
小竹学童保育所B	小竹町大字勝野 3519 番地 3 (小竹みらい小学校舎内)	旧 西・北小学校区	30 人

※土曜日は利用者数により一か所（保育所A）での合同保育となる場合があります。
※名称は変更になる場合があります。

2 入所できる児童

小竹みらい小学校に在学している1年生から6年生の児童で、放課後、児童が家に帰っても保護する人がいない家庭であること。又は、保護する人がいても何らかの理由で保育することができない児童

※入所の決定については、小学校1年生から4年生の児童を優先します。

※入所希望者が定員を超えた場合には、抽選で入所児童を決定いたします。

3 入所期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、8月13日から8月15日まで及び12月29日から1月3日まではお休みです。
※自然災害（台風等）やインフルエンザ感染症等で、学校が休校になった場合についてもお休みです。

4 利用時間等

放課後から午後7時まで
ただし、土曜日及び長期学校休業日（夏休み等）は、午前7時30分から午後7時まで

5 指導内容

遊び及び集団活動を通じての生活指導を行います。

6 費用負担

区 分	保育料	おやつ代	保護者会費	合 計
一 般 世 帯 (二人目以降)	4,000 円 (2,000 円)	2,000 円	500 円	6,500 円 (4,500 円)
ひとり親世帯・非課税世帯 (二人目以降)	2,000 円 (1,000 円)	2,000 円	500 円	4,500 円 (3,500 円)
生活保護世帯 (二人目以降)	1,500 円 (1,000 円)	2,000 円	500 円	4,000 円 (3,500 円)

※上記金額は月額金額です。別途、年間傷害保険料が800円必要です。

※生活保護を受給されている方は、収入認定の際に、就労収入から学童保育所の保育料が必要経費として控除されます。詳しくは福祉事務所の地区担当員にお尋ねください。

7 入所の手続き及び提出書類

入所の手続きは、保護者が次の書類を提出するものとします。

- ① 学童保育所入所申請書兼児童台帳（様式第1号）
- ② 就労証明書
- ③ 承諾書

※提出書類は、社会福祉協議会、各学童保育所及び役場健康こども課窓口に準備しています。

8 受付期間及び提出先

令和7年1月6日（月）から令和7年2月14日（金）までに、上記提出書類を社会福祉協議会、小竹町役場健康こども課（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。役場は毎週木曜日のみ午後7時まで受け付け可能）又は、各学童保育所（学童保育所は午後1時から午後7時まで）へ提出してください。

9 短期入所

長期学校休業日（夏休み）に伴う短期入所の受け入れについては、6月以降、定員の範囲内で別途募集します。

10 問い合わせ先

小竹町社会福祉協議会（担当：福本）

住 所：鞍手郡小竹町大字勝野3362番地

電 話：0949-62-2028